資料５-２

○堺市立老人福祉センター条例施行規則

昭和４７年９月９日
規則第３９号
改正　昭和４７年１０月７日規則第４７号
昭和４８年４月１８日規則第２３号
昭和４９年１月３０日規則第４号
昭和５０年３月１５日規則第８号
昭和５３年１１月１日規則第５９号
昭和５６年６月３０日規則第３３号
昭和５９年４月２８日規則第３３号
昭和６０年１０月２２日規則第６４号
昭和６２年３月２６日規則第７号
平成３年４月１日規則第１５号
平成３年９月１０日規則第４９号
平成８年３月２８日規則第１８号
平成１１年３月２４日規則第１８号
平成１４年３月２９日規則第３６号
平成１５年３月２０日規則第１２号
平成１７年６月２８日規則第１２３号
平成２０年３月２８日規則第２５号
平成２１年３月３１日規則第４３号
平成２５年３月２７日規則第６１号
平成２８年３月２２日規則第１１号

（趣旨）

第１条　この規則は、堺市立老人福祉センター条例（昭和４７年条例第１８号。以下「条例」という。）第１７条の規定に基づき、堺市立老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の管理及び運営に関する事項その他について必要な事項を定める。

（平８規則１８・平１７規則１２３・一改）

（使用者の資格）

第２条　老人福祉センターを使用できる者は、次のとおりとする。

(1)　本市の区域内に住所を有する６０歳以上の者

(2)　その他市長が適当と認める者

（平１４規則３６・一改、平１７規則１２３・旧第３条一改・繰上）

（使用時間）

第３条　老人福祉センターの使用時間は、午前９時から午後５時１５分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを短縮し、又は伸長することがある。

（昭５６規則３３・平３規則１５・平１４規則３６・平１５規則１２・一改、平１７規則１２３・旧第４条繰上、平２０規則２５・平２１規則４３・一改）

（休館日）

第４条　老人福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館することがある。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日。ただし、敬老の日を除く。

(3)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（昭４９規則４・昭５６規則３３・昭６０規則６４・平３規則１５・平３規則４９・一改、平１７規則１２３・旧第５条一改・繰上、平２０規則２５・平２１規則４３・一改）

（使用許可等）

第５条　条例第５条第１項の規定により老人福祉センターの使用の許可（次条に規定する許可を除く。）を受けようとする者は、堺市立老人福祉センター個人使用申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

２　前項の使用の許可は、利用証（様式第２号）を申請者に交付することにより行う。

３　利用証の有効期限は、５年以内で市長が定める日までとする。

４　利用証は、老人福祉センターを利用する際に提示しなければならない。

５　利用証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

６　第１項の申請書の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

７　利用証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長にその旨を届け出て、再交付を受けなければならない。

（平１７規則１２３・追加、平２８規則１１・一改）

第６条　条例第５条第１項の規定により老人福祉センターの大広間その他の団体利用に供する部屋等の使用の許可を受けようとする団体（本市の区域内に住所を有する６０歳以上の者で組織する団体に限る。）は、堺市立老人福祉センター団体使用申請書（様式第３号）により市長に申請しなければならない。

２　前項の使用の許可をしたときは、堺市立老人福祉センター使用許可書（様式第４号）を交付する。

３　前２項の規定は、許可を受けた事項の変更について準用する。

４　第１項の規定による申請は、使用期日の属する月の３か月前に応当する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、受付の開始日前においても、当該申請を受け付けることができる。

（昭５３規則５９・平１１規則１８・平１４規則３６・平１７規則１２３・一改）

（使用者の遵守事項）

第７条　使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。

(2)　所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(3)　許可を受けないで物品の展示、販売等をしないこと。

(4)　許可を受けないで老人福祉センター内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5)　許可を受けないで施設、附属設備その他器具備品等を使用しないこと。

(6)　許可を受けないで附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。

(7)　前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（平２０規則２５・追加、平２８規則１１・一改）

（施設等の破損等の届出）

第８条　使用者は、老人福祉センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立老人福祉センター破損（滅失）届（様式第５号）により市長に届け出て、係員の指示を受けなければならない。

（平２０規則２５・追加）

（使用終了の届出）

第９条　使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

（平２０規則２５・追加）

（指定管理者の指定手続）

第１０条　条例第１２条第２項の申請書は、堺市立老人福祉センター指定管理者指定申請書（様式第６号）とする。

２　条例第１２条第２項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)　定款その他これに類する書類
(2)　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面
(3)　役員名簿
(4)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
(5)　前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前３事業年度分の事業報告書及び収支計算書
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

（平１７規則１２３・全改、平２０規則２５・旧第７条一改・繰下）

（委任）

第１１条　この規則の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

（昭４７規則４７・旧第９条繰上・昭４８規則２３・一改、平２０規則２５・旧第８条繰下）

附　則　抄

（施行期日）

１　この規則は、条例施行の日から施行する。

（昭和４７年９月１０日）

附　則（昭和４７年１０月７日規則第４７号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４８年４月１８日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４９年１月３０日規則第４号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年３月１５日規則第８号）

この規則は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年１１月１日規則第５９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年６月３０日規則第３３号）

（施行期日）

１　この規則は、昭和５６年７月１日から施行する。

（堺市立同和地区老人福祉センターの使用時間等及び職員の勤務時間等の臨時特例に関する規則の廃止）

２　堺市立同和地区老人福祉センターの使用時間等及び職員の勤務時間等の臨時特例に関する規則（昭和５６年規則第２１号）は、廃止する。

附　則（昭和５９年４月２８日規則第３３号）抄

（施行期日）

１　この規則は、昭和５９年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の堺市立老人福祉センター条例施行規則の規定により交付された使用許可書及び利用証は、この規則による改正後の堺市立老人福祉センター条例施行規則により交付されたものとみなす。

附　則（昭和６０年１０月２２日規則第６４号）

この規則は、交付の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月２６日規則第７号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年４月１日規則第１５号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成３年９月１０日規則第４９号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月２８日規則第１８号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月２４日規則第１８号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定に基づき作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定に基づく帳簿とみなして使用できるものとする。

附　則（平成１４年３月２９日規則第３６号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定に基づき作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ改正後の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附　則（平成１５年３月２０日規則第１２号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年６月２８日規則第１２３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附　則（平成２０年３月２８日規則第２５号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日規則第４３号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２７日規則第６１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市立老人福祉センター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附　則（平成２８年３月２２日規則第１１号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第７条の改正規定は、公布の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

堺市立老人福祉センター個人使用申請書

年　　月　　日

堺市長　　殿

堺市立老人福祉センター条例施行規則第５条第１項の規定により、次のとおり堺市立老人福祉センターの使用を申請します。

（ふりがな） 氏　　名	性　別	生　年　月　日	利用証番号
（　　）	男・女	年　　月　　日生	

住所	堺市	電話番号	

緊急連絡先	氏　　名	続　柄	住　　所	電話番号
				（　　）
				（　　）

（注）　太枠の欄内のみ記入してください。

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

□　利用にあたっては、堺市立老人福祉センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。

□　秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。

□　堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

様式第２号（第５条関係）

（表面）

堺市立老人福祉センター利用証

（バーコード及び交付番号）

氏　名（フリガナ）

有効期限　　年　　月　　日

この利用証で利用できる施設は、裏面記載のとおりです。

堺市長　　印

※入館するときは、この利用証を必ず受付に提出してください。

（裏面）

注　意　事　項

1　利用証は、本人以外は使用できません。
2　利用証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3　利用証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出ること。
4　住所、電話番号、緊急連絡先等に変更があったときは、直ちに市長に届け出ること。
5　市外への転出等により利用証が必要でなくなったとき、又は利用証の有効期限を経過したときは、必ず返還すること。

利　用　施　設

堺老人福祉センター　（☎０７２－２４４－７１５５）
中老人福祉センター　（☎０７２－２８１－２７０１）
東老人福祉センター　（☎０７２－２８７－８１５０）
西老人福祉センター　（☎０７２－２７５－０８５０）
南老人福祉センター　（☎０７２－２９９－３２３２）
北老人福祉センター　（☎０７２－２５５－６３８０）
美原老人福祉センター　（☎０７２－３６２－３９３９）

様式第3号(第6条関係)

堺市立老人福祉センター団体使用申請書

年　　月　　日

堺市長　　殿

申請者　団体名

ふりがな
代表者　氏名

生年月日　　年　月　日生
住所
電話番号

堺市立老人福祉センター条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり堺市立老人福祉センターの使用を申請します。

使用施設名			
使用室名	使　用　日	使　用　時　間	許可番号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
使用目的			
使用人員	人		
備　　考			

(注)　太枠の欄内のみ記入してください。

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

□　利用にあたっては、堺市立老人福祉センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。

□　秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。

□　堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第4号（第6条関係）

堺市立老人福祉センター使用許可書

年　　月　　日

様

堺市長　　印

堺市立老人福祉センターの使用について、次のとおり条件を付して許可します。

使用施設名			
使用室名	使　用　日	使　用　時　間	許可番号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
	年　月　日	時　分～　時　分	第　　号
使用許可条件	(1)　使用の際は、この許可書を携帯すること。 (2)　建物又は附属施設を破損し、又は滅失しないこと。 (3)　使用終了後は清潔に掃除し、使用が終了した旨を直ちに係員に届け出ること。 (4)　その他堺市立老人福祉センター条例及び堺市立老人福祉センター条例施行規則の規定を遵守すること。		
備考			

様式第5号(第8条関係)

堺市立老人福祉センター破損(滅失)届

年　　月　　日

堺市長　　殿

届出人　住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
電話番号

下記のとおり堺市立老人福祉センターの施設、附属設備等を破損(滅失)しましたので、堺市立老人福祉センター条例施行規則第8条の規定により、届け出ます。

ついては、堺市立老人福祉センター条例第9条第2項の規定により、指示に従い賠償いたします。

記

1　破損(滅失)の日時

2　破損(滅失)の箇所又は物件

3　破損(滅失)の内容又は程度

＊賠償年月日	年　　月　　日
＊指示賠償額	円
＊賠償額	円

注意　＊印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第10条関係)

堺市立老人福祉センター指定管理者指定申請書

年　　月　　日

堺市長　　殿

申請者　所　在　地
団　体　名
ふ り が な
代表者氏名　　㊞
生 年 月 日

堺市立老人福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、堺市立老人福祉センター条例第12条第2項の規定により申請します。

注意　申請に当たっては、次の書類を添付してください。

1　定款その他これに類する書類

2　法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

3　役員名簿

4　申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

5　申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書及び収支計算書

6　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第１号（第５条関係）

（平２５規則６１・全改）

様式第２号（第５条関係）

（平２８規則１１・全改）

様式第３号（第６条関係）

（平２５規則６１・全改）

様式第４号（第６条関係）

（平１７規則１２３・全改）

様式第５号（第８条関係）

（平２０規則２５・追加）

様式第６号（第１０条関係）

（平１７規則１２３・全改、平２０規則２５・旧様式第５号一改・繰下、平２５規則６１・一改）